

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(減容処理設備の設置)に係る面談
2. 日時：令和元年12月25日(金)13時35分～16時05分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、田上係員
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当3名

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請(減容処理設備の設置)について、資料に基づき説明があった。
 - 減容処理設備による金属及びコンクリート廃棄物の減容率を50%と想定した根拠
 - 換気空調設備による建屋内の負圧管理における差圧管理値
 - 局所集じん機に対する要求性能
 - 減容処理設備に受け入れるがれきの表面線量率について、年平均で1mSv/hを超えないように管理する方法
 - 建屋内においてダスト濃度が管理値を超えた場合の対応
 - 減容処理設備の排気口における放射性物質濃度の測定において、測定対象とする核種の設定根拠
 - 大型金属処理室において実施する作業及び作業時の作業者の装備
 - ギロチンシャー及びコンクリート解砕機の仕様
- 原子力規制庁は、
 - 局所集じん機又は発じん防止剤を噴霧する装置に異常が生じた場合の対応を説明すること
 - 減容処理設備において放射性物質のバウンダリとなる機器等について詳細に説明すること
 - 大型金属処理室における作業時に実施する作業者の被ばく管理及びダスト濃度管理について説明すること
 - 換気空調設備が停止した場合において、既に発生したダストの外部漏えいを防止する対策について説明すること等を求めた。

6. その他

資料：

- 減容処理設備の設置に係る実施計画の変更について